

移動等円滑化取組計画書

令和7年 6月 30日

住 所 宇部市大字善和203番地90

事業者名 宇部市交通局
代表者名 宇部市交通事業管理者
(役職名及び氏名) 大谷 唯輝

高齢者、障害者等の移動等の円滑化の促進に関する法律第9条の4の規定に基づき、次のとおり提出します。

I 現状の課題及び中期的な対応方針

<p>(1) 旅客施設及び車両等の整備に関する事項 乗合バス車両のノンステップバス導入率は、令和6年度末時点で、83.0%（44両）である。（適用除外車両を除く。）令和8年度中に導入率を88.6%（47両）とする。</p> <p>(2) 旅客支援、情報提供、教育訓練等に関する事項 お客様への情報提供の充実： デジタルサイネージを公共の施設やショッピング施設に設置することで、より多くの利用者へリアルタイムでの運行情報を提供する。 乗務員および係員の教育訓練の強化： 全乗務員に対し、障がい者、高齢者、ベビーカー利用のお客様など、多様な方々への適切な接遇方法やサポート技術に関する研修を定期的実施します。</p>
--

II 移動等円滑化に関する措置

① 旅客施設及び車両等を公共交通移動等円滑化基準に適合させるために必要な措置

対象となる旅客施設及び車両等	計 画 内 容 (計画対象期間及び事業の主な内容)

- ② 旅客施設及び車両等を使用した役務の提供の方法に関し法第八条第二項及び第三項の主務省令で定める基準を遵守するために必要な措置

対 策	計 画 内 容 (計画対象期間及び事業の主な内容)
ノンステップバス	ノンステップを7台導入する。(令和7年度から令和9年度)

- ③ 高齢者、障害者等が公共交通機関を利用して移動するために必要となる乗降についての介助、旅客施設における誘導その他の支援

対 策	計 画 内 容 (計画対象期間及び事業の主な内容)
高齢者、障害者等への乗降者支援	運転士がお客様の状況に応じて乗降車の支援を行う。

- ④ 高齢者、障害者等が公共交通機関を利用して移動するために必要となる情報の提供

対 策	計 画 内 容 (計画対象期間及び事業の主な内容)
車内における情報提供の拡充	人工音声としている車内放送について、次バス停案内のイントネーションを調整し、聞き取り易くする。
情報ディスプレイの設置	運行状況を表示するディスプレイを、多くの利用者が見込まれる施設等に設置する。

- ⑤ 移動等円滑化を図るために必要な教育訓練

対 策	計 画 内 容 (計画対象期間及び事業の主な内容)
障害者の接遇に関する報告書の提出	全運転士に、乗降客の特性に応じた安全運行に関する報告書を提出させる。

- ⑥ 高齢者、障害者等が高齢者障害者等用施設等を円滑に利用するために必要となる適正な配慮についての旅客施設及び車両等の利用者に対する広報活動及び啓発活動

対 策	計 画 内 容 (計画対象期間及び事業の主な内容)

高齢者向け乗り方教室	スムーズな乗降車を実現するために、運賃の支払方法を現金からICカードへの切替を推進し、特に高齢者に対して利用方法や高齢優待の付加等の説明会を自治体と協力して開催する。
------------	---

Ⅲ 移動等円滑化の促進のためⅡと併せて講ずべき措置

<p>宇部市の移動等円滑化促進方針策定協議会（宇部市公共交通協議会）に参加する。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ウェブサイトや電話で寄せられる利用者の意見を局内で情報共有し、サービス向上を図る。 ・一般の利用者にモニターとして乗車してもらい、運転士の接遇に関する報告を受け、運転士にフィードバックする。
--

IV 前年度計画書からの変更内容

対象となる旅客施設 及び車両等又は対策	変 更 内 容	理 由

V 計画書の公表方法

当局ウェブサイトにて公開する。

VI その他計画に関連する事項

バリアフリー化に長期的に取り組むため、宇部市の関連する協議会に参画している。 ・バリアフリー化マスタープラン関係：宇部市公共交通協議会 ・バリアフリー化全般：宇部市バリアフリー化推進連絡協議会
--

注1 IVには、IIについて前年度と比較して記入すること。なお、該当する対策が複数になる場合には、新たに欄を設けて記入すること。

2 Vには、本計画書の公表方法（インターネットの利用等）について記入すること。

3 VIには、IIの欄に記入した計画に関連する計画（事業者全体に関連するプロジェクト、経営計画等）がある場合には、必要に応じ、その計画内容及び計画における当該事業者の位置付け等について記入すること。